「令和５年度国際金融都市OSAKA金融系外国企業等誘致事業」

業務委託　仕様書

１ 目的

国際金融都市OSAKAの実現に向け、特に大阪に強みがあり、在阪企業の成長に資する金融系外国企業等に対して個別アプローチを行ってニーズを把握・分析し、誘致に向けたきめ細やかな伴走支援を実施する。伴走支援については、ビジネスマッチングを重点的に行うほか、大阪府・大阪市が運営する『国際金融ワンストップサポートセンター大阪』（以下『サポートセンター』という。）とも連携して、ニーズに応じた各種サポートを提供する。加えて、金融系外国企業等の関心を引き出すよう、大阪の魅力やビジネスチャンス、インセンティブについて効果的に伝わるプロモーション・情報発信を行う。

これらの取組みにより、大阪への金融系外国企業等の誘致につなげる。

　※金融系外国企業とは、外国法に基づき設立された資産運用業者（投資運用業、投資助言・代理業など）を中心とした金融系企業及びフィンテック企業（IT技術を駆使した革新的な金融サービスを提供する事業者）をさす。

　　　「等」については、海外のミドルバックオフィスなど金融系企業が業務を行うために必要な企業及び上記の国内企業も含む。

２ 履行場所

 　受託者が確保する事務所

３ 履行期間

 　契約締結の日から令和６年３月31日まで

４ 委託上限額

 　39,565，０００円（税込）

　　※本事業を履行するすべての経費を含む。

５ 業務内容及び企画提案を求める内容

|  |
| --- |
| **（１）国際金融都市OSAKA金融系外国企業等誘致業務** |
| **業務内容** | 1. **進出有望金融系外国企業等の発掘（企業リストの作成）**

委託者から提供予定の企業リスト（以下「委託者提供リスト」という。令和4年度事業において委託者がコンタクト済みの企業約30社を含む約250社、具体的には、香港・シンガポール・米国等本拠のファンド（約150社）、香港・米国等本拠のベンチャーキャピタル（約50社）、アジア・欧米等本拠のフィンテック企業（約50社）がリストアップ。記載項目は本拠地、本拠地以外の海外拠点、日本国内オフィスの有無、事業概要、日本企業への投資状況等）について、企業情報等を確認し、委託者提供リストのうち空欄となっている項目を補完すること。ただし、適正な手法を用いても企業情報等を得ることができなかった場合は、その理由を委託者に示して承諾を得ること。加えて、受託者のネットワークや民間データベース（Crunchbase等）等を活用した独自の調査手法により、特に大阪に優先して誘致すべき企業※をリストアップし、個別企業名・企業規模・事業概要等の企業情報及び優先して誘致すべきと考えた根拠を付してリストを作成し、委託者提供リストとあわせて委託者に提出すること。※資産運用業者：（例）日本企業に投資した実績があり、ライフサイエンスやエネルギー、ものづくりなど大阪の強みである産業を投資対象としている企業や、スタートアップを含む非上場企業に投資しているPEファンド・ファミリーオフィス等フィンテック企業：（例）自国以外でビジネス展開実績又は意欲のある企業、金融機関をはじめ在阪企業等とのBtoBビジネスを望む企業、信頼性の高い団体によるフィンテックランキングの上位企業等**②個別コンタクト、面談、伴走支援**・①で作成した企業リスト記載の企業に対し、大阪の魅力紹介、大阪への拠点設置意向確認、プロモーションイベント等の案内を実施する等メール・SNS等により個別コンタクトすること。・個別コンタクトの結果を記載したリスト（以下「個別コンタクト済み企業リスト」という）を作成して委託者に提出すること。・個別コンタクトにおいて、拠点設置検討の意向が見られた企業等（以下「有望企業等」という）に対し、以下のとおり面談を手配・実施する。なお、委託者から追加の依頼により、企業との面談をアレンジした場合も、同様に扱う。○有望企業等側の面談相手は、投資・経営に携わるキーパーソンとすること。○委託者が運営するサポートセンターのコンサルタントを同席させること。○企業概要や事業内容など最新の企業情報に加えて、進出にあたり求める支援内容※を企業ごとに丁寧に聞き取ること。※市場調査、拠点設立登記・ライセンス取得、大阪における人材採用・確保、ビジネスパートナー獲得、補助金や軽減税制等のインセンティブやセミナー等の情報提供等を想定○面談には受託者の本業務担当者が同席し、終了後一週間以内に大阪への進出意欲・拠点設立検討スケジュール・伴走支援に対するニーズ等をまとめ、委託者に提出すること。・③のビジネスマッチングを含む効果的・効率的な伴走支援を行うため、ニーズごとに有望企業等を分類（ビジネスマッチング希望群・各種支援情報紹介希望群等）すること。・企業分類ごとに、サポートセンター等の関係機関とどのような役割分担で支援を行うのかを明確にした上で、個別のビジネスマッチング支援等、大阪への進出に向けた切れ目のない伴走支援を行うこと。**③ビジネスマッチング**上記②において、ビジネスパートナーを求める企業に対しては、②の個別のマッチング支援に加えて、以下のビジネスマッチングを実施する。（フィンテック企業と地元企業（金融機関・製造業等）とのビジネスマッチング）　　・フィンテック企業と地元企業の双方のニーズを事前に聞き取り、例えば地元企業が抱える課題を解決しうる技術をもつフィンテック企業とのビジネスマッチングとするなど、効果的なビジネスマッチングイベントを、以下の点に留意して、実施すること。　　ア　イベント参加者である、フィンテック企業（５社以上を目標とすること）と地元企業（５社以上を目標とすること。）を確保すること。　　イ　 実施回数は、１回以上とすること。オンライン式開催、日本国内のイベント等への来日機会を活用して対面式開催とするなど、参加者確保に留意すること。ウ　 WEBサイトへの掲載、チラシ配布、ポスター掲示等効果的な手法を用いて、イベント周知を行うこと。　　エ　 イベント終了後、参加企業に対してアンケートを実施すること。イベント終了後も、参加企業に対して伴走支援を実施すること。なお、他事業者主催イベントと連携して実施することも可とする。（例：他事業者が日本国内で実施するイベントの参加者を大阪へ誘引し、ビジネスマッチングを実施）（資産運用業者等の招致）　・②で個別コンタクトした資産運用業者等に対し、大阪府が別途実施する地元スタートアップ等とのマッチングツアー等※を目的とした大阪への招致を実施すること。実施回数は1回程度を予定。資産運用業者等は５社以上を目標とすること。　※日本国内のイベント等への来日機会を活用するなど、ツアー等の時期については委託者が受託者と協議の上決定する。・招致に際しては、主な投資領域や視察（訪問先の希望、行程など）の有無などマッチングニーズを把握するとともに、スケジュール調整を行うこと。・マッチングツアー等の終了後、参加企業に対してアンケートを実施すること。終了後も、参加企業に対して伴走支援を実施すること。・なお、マッチング対象となる地元スタートアップ等については、委託者が確保することを想定しているが、他事業者と連携するなどして、受託者においても確保できれば、より望ましい。※来阪時の移動手段、宿泊先や会場の確保等は大阪府の負担とする。なお、来日費用は企業側の負担とする。**④プロモーション・情報発信**　　上記①②③を行うにあたり、金融系外国企業等に対し、大阪への進出に関心を引き出すよう、大阪の魅力やビジネスチャンス、インセンティブについて効果的に伝わるようなプロモーション・情報発信を行う。　　・海外イベント主催者と調整の上、1回以上、イベントに参加（ブース出展必須）する。十分な語学力とプロモーション能力を有したスタッフを常時１名以上配置し、プロモーションに要する書類、備品類は、委託者と協議のうえ全て受託者で準備すること。なお、現時点ではシンガポールフィンテックフェスティバルへの出展を想定しているが、より効果的にプロモーションできるイベントも可。　　・Facebook以外のSNSを開設・運営する。なお、現時点ではLinkedInを想定しているが、より効果的にプロモーションできるSNSも可。・既存の国際金融都市OSAKAポータルサイト（https://global-financial-city-osaka.jp/）を管理・運営する。コンテンツを充実させ、情報発信を行う。（ポータルサイト管理・運営業務の基本仕様は別紙１のとおり）　　・プロモーションに必要な動画（数分程度の動画を1本以上作成するものとし、作成した動画は別途、数十秒程度に編集等を行ったものと合わせて納品すること。）・資料等のコンテンツを作成し、効果的な情報発信を行う。（例：大阪進出済金融系外国企業等へのインタビュー動画等）⑤その他　　・①から④に掲げる業務のほか、委託者からの国際金融都市実現に向けた取組みにかかる質問や相談等に応じること。 |
| **企画提案を****求める事項** | 国際金融都市OSAKA戦略のアウトカム指標である「金融系外国企業（フィンテック含む）・投資家等の誘致数　2025年度までに30社誘致（2023年度については、特に大阪に優先して誘致すべき資産運用業者1社・フィンテック企業1社を含む計10社程度）」を実現するという観点から、以下の内容を提案すること。**①進出有望金融系外国企業等の発掘（企業リストの作成）**ア）委託者提供リストの情報充実のための確認項目・確認手法・情報充実の確実性イ）優先して誘致すべき企業数及び選定基準や根拠となる項目についての考え方**②個別コンタクト、面談、伴走支援**ア）メール、SNSのダイレクトメッセージ等、個別コンタクトが成功しやすい手法イ）サポートセンターとの面談の手配に至る有望企業等の獲得目標数及び根拠ウ）面談におけるニーズ等の聞き取り項目と、ニーズごとの企業分類手法エ）有望企業等のニーズに対する伴走支援の内容及び手法。受託者自らが実施するものとサポートセンター等の関係機関と連携して実施するものの役割分担及び連携方法。**③ビジネスマッチング**（フィンテック企業と地元企業とのビジネスマッチング）　ア）マッチングイベント参加者である、フィンテック企業・地元企業の確保手法及び数（イベント規模）地元企業についてはフィンテックの有望なマッチング先となる業種等やその根拠　イ）効果的なイベントの内容（実施回数含む）ウ）イベント周知・参加申し込みのための効果的な手法　エ）イベント終了後の参加企業に対する伴走支援の内容及び手法（資産運用業者等の招致）　オ）ビジネスマッチングを求める資産運用業者等の確保数　カ）資産運用業者等の確保手法（マッチングニーズの把握手法、来日の確実性の確保手法含む）キ）ビジネスマッチングツアー等の終了後の参加企業に対する伴走支援の内容及び手法　**④プロモーション・情報発信**ア）海外イベントに参加し、実施するプロモーションの内容及び実施回数イ） SNSの種別や発信内容・頻度、活用方法（イベント周知や伴走支援における個別連絡など）フォロワー数等効果的な運営ウ）国際金融都市OSAKAポータルサイトを活用した発信内容や頻度等エ）プロモーションに必要な動画（動画本数含む）・資料等のコンテンツの内容、活用方法**⑤その他**ア）業務を円滑に遂行できる体制、及び月次報告などを通じて進捗管理が可能なスケジュール　※契約締結後、委託者と相談の上、速やかに（概ね1か月以内に）開始することを想定 |
| **（２）業務遂行能力** |
| **企画提案を****求める事項** | 本業務の実施にあたり、以下の点について示し、提案すること。①過去（５年以内）に類似事業の実績を有すること②国際金融業界に幅広いネットワークを有すること③国際金融情勢に詳しいものが、大阪府市の求めに応じてアドバイスが出来ること |

６　実施計画及び事業実施状況の定期報告等

　（１）実施計画の策定

　　　ア　本委託の実施に際し、受託者は履行開始後原則2週間以内に実施計画を策定し、委託者の承認を得ること。

　　　イ　受託者は実施計画の変更をしようとするときは、変更した実施計画を提出し、委託者の承認を得ること。

（２）連絡体制

　　　　　　委託者への連絡体制を整備し、各種報告業務の遂行にあたっては速やかに処理すること。

（３）事業実施状況の定期報告

受託者は委託契約に基づいて業務を実施し、毎月10日までに履行報告として進捗状況、実施状況等の活動内容について業務報告書（月次）を作成し、委託者に提出すること。

また、受託者は委託者の求めにより、必要に応じて事業実施にかかるミーティングを開催すること。

７　本事業実施にあたっての留意点

（１）新型コロナウイルス感染症に係る対応

本事業における新型コロナウイルスの感染拡大防止等を図るため、必要となる設備、消耗品等を設置し、適切に対処すること。

　（２）受託者の責務

　　　①関係諸法令の遵守

　　　　本委託業務の実施に当たっては、関係諸法令を遵守し、公序良俗に反することのないようにすること。

　　　②公正かつ中立的な姿勢

　　　　本委託業務の遂行にあたっては、受託者は常に公正かつ中立的な姿勢を保つこと。

　　　③個人情報等の取扱い

　　　　受託者はプライバシーの保持に十分配慮するとともに、事業実施上知り得た個人情報を紛失したり、又は事業に必要な範囲を超えて他に漏らしたりすることのないよう、万全の注意を払うこと。

　　　④苦情等の処理

　　　　本委託業務の実施に伴い生じたトラブル等に関しては、受託者が責任をもって対応すること。

　　　⑤損害賠償責任

　　　　受託者が、本委託業務を行うにあたって、故意又は過失により委託者又は第三者に損害を与えたときは、当該損害を賠償する責任を負うこと。

　（３）所有権・著作権の帰属

　　　①本委託契約により受託者が作成した成果物等に掲載された内容に関する所有権・著作権については、委託者に帰属する。

　　　②受託者は、業務の実施に当たり第三者が権利を有する著作物（映像・写真・音楽等）を使用する場合、著作権、肖像権等に厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続きを行うものとする。

③受託者は、本業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら委託者の責に帰す場合を除き、自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。

　（４）再委託の取扱い

　　　①委託する本業務の主要な部分について第三者に委託することを禁止する。

　　　②主要な部分以外の部分について第三者に委託する場合には、委託者と協議するものとする。なお、第三者に委託する場合においても、仕様書に定める事項について、受託者と同様に、再委託先においても遵守するものとし、受託者は、再委託先がこれを遵守することに関しての一切の責任を負うものとする。

８　委託事業完了後、委託者へ提出するもの

（１）提出物

①業務報告書

・「６（３）定期報告」で報告した内容等を踏まえ、受託業務全般の実施結果について報告すること。

・業務報告書（カラー紙媒体） ３部

・報告書のデータを格納したＣＤ－ＲＯＭ　１部

②その他、委託者が指定するもの

（２）納入期限

令和６年３月31日

（３）業務完了

納入品の納入及び検査合格をもって業務の完了とする。

（４）納入場所

　　　　大阪府政策企画部成長戦略局国際金融都市担当

　　　　住　所：大阪市中央区大手前２丁目１番22号　大阪府庁５階

９　その他

　　・受託者は、事業の実施に際しては、委託者の指示に従うこと。なお、事業の実施に際しては、委託者は受託者と協議の上、企画提案内容から修正できるものとする。

　　・委託者は、受託者が事業の各種業務を適切に実施していないと認めるとき、その他、各種業務の適切な実施を確保するために必要があると認めるときは、受託者と協議のうえ、必要な措置を決定する。

　　・本仕様書に定めのない事項又は仕様について疑義が生じた場合は、委託者と受託者が協議し決定する。

（別紙１）「国際金融都市OSAKAポータルサイト」管理・運営業務仕様書

(1)　ポータルサイトの引継ぎ

　　ア　国際金融都市OSAKAポータルサイトの管理・運営を行う事業者（以下、「旧事業者」という。）から受託者への引継ぎ期間は契約締結日から令和５年８月31日までとする。この期間内に旧事業者と直接やり取りし、ポータルサイトを継続して安定稼働及び改修するために必要なあらゆる準備及びノウハウ習得を行うこと。なお、旧事業者に対しては同期間内での引継ぎ対応をあらかじめ委託者から指示しておく。

　　イ　現行仕様の理解

　　　　受託者は、別紙２サイトマップを参考にポータルサイトの現行仕様を理解したうえで、旧事業者からの業務引継ぎを受けること。不明点は引継ぎ期間中に旧事業者に確認するなどし、現行仕様を完全に把握したうえで業務にあたること。

　　ウ　移行作業

1. 引継ぎ期間内に、適切な移行先サーバーを受託者が用意し、移行を完了させること。
2. 引継ぎ期間内に、上記①のほかに必要なシステム移行作業（外部サービスの利用ライセンス準備や連携設定も含む）をすべて完了させること。
3. 引継ぎ期間内に、移行先環境でのポータルサイトの稼働を開始すること。なお、移行に際しても連続稼働させることを原則とするが、やむを得ず稼働停止を伴う場合は予め委託者と協議し、必要最小限の稼働停止に留めること。

④　　サーバーについては、情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)に関する国際規格であるISO/IEC 27001を取得した事業者から調達すること。

⑤　　サーバーの平均応答時間は３秒以下とすること。

⑥　　レンタルサーバー及びドメイン等の使用に関する権限を委託者へ移管すること。

なお、契約期間のレンタル費用、初期設定費用やドメイン取得費用は、本業務の必要経費に含むものとする。

　　エ　移行後検査

　　　　受託者は、移行完了後に、ポータルサイトが正常に稼働していることを検査し、委託者に報告すること。万一問題が発見された場合は、ただちに委託者に報告するとともに、旧事業者と連携して引継ぎ期間内に問題を解決すること。

(2)　Webページの制作等

・　新規ページ（PC版及びスマートフォン版）の制作、既存ページの改修・更新を委託者が指定する期日までに実施すること（グローバルメニューの変更・追加を含む）。

・　新規ページの制作、既存ページの改修・更新にあたっては、受託者がレイアウトやデザイン、コンテンツ内容等を委託者と協議のうえ企画・制作すること。また、写真その他コンテンツ及びその利用に必要な権利は、受託者において収集、対応すること。

・　現時点で既に委託者が予定している新規ページの制作及び既存ページの改修・更新内容については以下のとおりである（別紙２サイトマップも参照すること）が、その他の事項についても委託者と協議のうえ対応すること。なお、掲載する情報（①SDGs推進企業の名称・事業概要、②投資ガイドブックの資料、③拠点設立補助金の内容、④兵庫県の暮らしの情報、⑤インターナショナルスクールの学校情報、⑥大阪進出企業の名称・事業概要等）については、委託者が提供する。

　　　①SDGｓ推進企業の紹介
②投資ガイドブックの掲載
③府市による拠点設立補助金の案内
④兵庫県における暮らしの情報
⑤教育に関する情報について（大阪・関西のインターナショナルスクール紹介）
⑥大阪進出企業の紹介

・　CMSの仕様等については、現在使用しているものを引き続き使用すること。なお、受託者においてソフトウェアのバージョンアップや不具合対応など、委託者への適切なサポートを実施すること。

・　Webページの校正にあたっては、受託者が用意する検証用Webページ（アドレスは非公開、パスワードの設定を要する。）にアップロードし、事前に委託者の承認を得たうえで、公開すること。なお、校正は責了とせず、委託者が校了と判断するまで行うこと。

(3)　Webサイトの運用保守、セキュリティ対策

・　委託者からのシステム操作に関する問合せに対し、電話及び電子メールにて対応すること。平常時は午前9時～午後6時を問合せ受付時間帯とすること。ただし土曜日、日曜日、祝日及び委託者が指定する日を除くものとする。

・　システムへの不正な侵入、システムの停止や障害の発生を予防し、及び障害発生時の影響を最小限に食い止めるため、万全のセキュリティ対策を講じ、安全性に配慮した運用保守管理を行うこと。なお、Webサイト運用保守に要する費用は、本業務の必要経費に含むものとする。

・　外部からの不正なアクセスによる情報漏洩、改ざんやサービス停止等を防止するため、ファイアウォールによるアクセス制限、不正侵入検知（IDS）、不正侵入防止（IPS）、改ざん検知を実施するとともに、DDoS対策サービスとして、最新のレイヤーレベルのDDoS攻撃の防御に対応すること。

・　常時SSL暗号化通信に対応させること。SSL証明書は信頼性の高いパブリック認証局が発行し、認証レベルが2以上のOV（Organization Validation）証明書またはEV（Extended Validation）証明書とする。また、SSL証明書は有効期間開始日から１年間有効とすること。なお、SSL証明書の導入費用は本業務の必要経費に含むものとする。

・　受注者は、運用保守を行うにあたり、固定IPアドレスを１つ以上用意すること。

・　データのバックアップを毎日1回以上実施し、その保存期間は1か月以上とすること。

・　不正なアクセス、改ざんやDDoS攻撃等によりデータの消失や毀損が生じた場合及び各種ログに異常があった場合など、受託者において障害を検知した場合は、ただちに委託者へ障害箇所、影響範囲及び障害の現状を簡潔に報告するとともに、委託者と協議のうえ速やかに復旧すること。また、原因解明を行うとともに、障害の概要や講じた対策等をとりまとめ、委託者へ報告すること。

・　受託者は、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）やJPCERTコーディネーションセンター等から随時セキュリティ問題に係る情報を入手すること。そのうち、本ポータルサイトに関する情報があった場合、直ちに委託者へ報告のうえ当該情報に基づく対策を講じることが必要か否かについて、委託者と協議すること。また、対策を講じなかったものに関しては、その理由、代替措置及び影響について委託者と協議した日から30日以内に委託者へ報告すること。

・　受注者は、OS、アプリケーション（WWW、CMS等）のセキュリティパッチが公開された場合は、内容について速やかに委託者へ報告するとともに、適用可否等の対応方針案を作成し、セキュリティパッチ公開から30日以内に委託者へ報告すること。

(4)　Webサイトの多言語化

・　受託者は、(2)において新規ページの制作及び既存ページの改修・更新をした場合、日本語原稿を英語に翻訳し、ページのデザインやデザインテンプレートを用いて、英語でのWebサイトを制作すること。なお、委託者がCMSにより制作・更新したWebページのうち、委託者から依頼があったページも含めるものとする（新着及び動画チャンネルが対象）。

・　校正の前に、翻訳する言語（英語）を母国語とする者によるチェックを行うこと。

・　校正にあたっては、受託者が用意する検証用Webサイト（アドレスは非公開、パスワードの設定を要する。）にアップロードし、事前に委託者の承認を得たうえで公開すること。

・　必要に応じて言語別にCSSを設定し、Webサイトの視認性を向上させること。また、ブラウザの言語設定による自動でのリダイレクトは行わないこと。

・　日本語及び各言語のページの見えやすい場所に、言語名を表示した言語選択リンクを置くこと。また、全てのページに他言語ページへの言語選択リンクを置くこと。

(5)　ポータルサイト設計書

・　契約期間満了後の業務引き継ぎに向けて、システム移行等に必要となるポータルサイト設計書（HTMLファイル、CSSの構造やJavaScriptのデータ構造等が分かるもの及びサイトマップ等）を提供し、委託者が継続して本業務を遂行できるよう必要な措置を講じること。なお、移行用のページやコンテンツ等の提供に係る費用は本業務の必要経費に含むものとする。

・　公開したWebページのうち、委託者が指定するWebページをHTML形式に変換した状態で納品すること。なお、HTML形式への変換対象外となるWebページは、JPEG形式等にて納品すること。

・　納期は令和６年1月31日（水）までとする。ただし、契約の全部もしくは一部の解除等により本業務が終了となる場合は、受注者は委託者の指示のもと、速やかに納品すること。

(6)　アクセス件数の報告書

・　Webページの各月のアクセス件数（トップページ、セッション数、ページビュー）の報告書を作成し、当該月の翌月10日までに委託者が指定するメールアドレスへ電子メールに添付（Excel形式）して提出すること。ただし、令和６年3月分は、令和６年３月31日（日）までに報告すること。

(７)　その他

・　業務目的に沿ったWebサイトを企画・制作すること。

・　委託者がアクセスログを簡単に解析できる機能（google analyticsなど）を導入すること。

・　利用者にとって分かり易く効果的なWebサイト構成とし、魅力的なデザイン(カラーリング、レイアウト)を採用すること。

・　Webページのリンク切れを防ぐため、定期的にリンク切れをチェックするツール（Link Checkerなど）を導入すること。

・　誰もが情報を得ることが出来るWebアクセシビリティに配慮するため、JIS X8341-3:2016の等級AAの達成基準を満たすこと。

・　検索エンジンにおける検索結果の上位に表示されるよう、適切な検索エンジン最適化（SEO）対策を行うこと。また、実施したSEO対策は委託者へ報告すること。

・　利用者が本ポータルサイト内をフリーワード検索できるよう、本ポータルサイト内検索機能を設けること。

・　受託者は委託者と協議のうえ委託者が提供するSNSのタイムラインやソーシャルボタンを本ポータルサイト内へ表示すること。

・　本ポータルサイトの著作権が委託者に帰属する旨を各ページのフッターに明示すること。

・　利用を想定する端末とWebブラウザは次のとおりであり、これらに対応したWebサイトとすること。

ア　一般利用者パソコン

Microsoft Edge（最新版）、Chrome（最新版）、Firefox（最新版）、

Safari（最新版）

イ　一般利用者スマートフォン、タブレット

Microsoft Edge（最新版）、Chrome（最新版）、Safari（最新版）

* Webサイトの利用者の環境によりWebページのデザインやレイアウトを自動的に切り替えるレスポンシブWebデザインを採用すること。また、モバイル端末（スマートフォンやタブレット）では、モバイル端末特有の操作（フリック、ピンチアウト、ピンチインなど）にも適宜対応すること。
* 本仕様書に定めのない内容であっても、業務目的に適うと考える機能や方法がある場合は、積極的に提案すること。
* 障害の未然防止に努めること。コンピューター・ウィルス等に感染することのないよう、受注者のコンピューター及びシステム環境について、適正に管理すること。障害発生時には、(3)に記載の業務を迅速かつ誠実に実行すること。